

第111回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和5年3月20日(月曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 19 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）について
日程第 2. 議案第 20 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 3. 議案第 21 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 4. 議案第 22 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 5. 議案第 23 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 6. 議案第 24 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 7. 議案第 25 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 8. 議案第 26 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予日算案（第 4 号）について
日程第 9. 議案第 27 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 10. 議案第 28 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 11. 議案第 29 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 12. 議案第 11 号 佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての訂正について
日程第 13. 発議第 5 号 ロシアによるウクライナ侵略の早期終結に向けた措置を求める決議（案）
日程第 14. 議案第 42 号 協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター他 2 施設の建設工事委託に関する協定）
日程第 15. 議案第 43 号 協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定）
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 から日程第 11 までの提案に対する当局の説明は、3 月 2 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1. 議案第 19 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）について

議長（小林裕和君） まず、日程第 1、議案第 19 号、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 9 ページ、一番下、定住促進住宅使用料現年度分で、335 万 5,000 円ですか、この少なくなっておる要因と状況を述べてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 定住促進住宅の 335 万 5,000 円の減額についてでございますけれども、これ最近、雇用促進住宅は定住促進住宅は、非常に人気が高うございまして、満室の状態が結構続いているという状況だったんですけれども、令和 4 年度につきましては、当初 56 戸の入居があったところが、現在は 46 戸ということで、人気だった雇用促進も、最近では空室が目立ってきたというような状況が続いておりまして、どうしても、そうになると家賃の使用料のほうは減額という形になってまいりますので、こういう形での減額という補正をさせていただいております。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 同じく 9 ページでございます。

10 項の 20 目の 10 節、農林施設使用料、キャンプ場使用料でございますが、これ令和 4 年度、当初予算では 3,359 万円、今回の補正で 687 万 9,000 円増ということで、約 2 割増えてまして、4,400 万円余りとなっております。

要因は、昨今のアウトドアブームでの使用料が増えたのかなということなんですが、先日、審議させていただきました令和 5 年度の予算においても 4,390 万円、約 4,400 万円の歳入の予算となっております。

これ、今後、この間、いろいろと事故、安全管理の課題もあろうかと思いますが、この利用料収入というのは、こういった推移で、今後も継続するような見込みなんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 最近では、毎年、売上げを更新していくというようなご報告をさせていただいたんでございますが、先ほどのご質問につきまして、私も 1 点、気になっているところがございます。昨年秋に、また、国の旅行支援とかが復活いたしまして、全国の皆さんが、行きたいところへ自由に行けるというような風潮が、また、最近高まっ

てまいりました。

そういった中で、ちょっと、気になっている点が、昨年の秋に旅行支援なんかが、また、再開されたわけなんですけれども、昨年の11月から今のところ4カ月連続で対前年度に対する売上げが落ちてきているという動きが見られます。

そして、3月、もう今の予約の数でいきますと、前年度を、ちょっと下回るのではないかなというようなことにもなってきておりますので、これまで、どこにも皆さんが、行くところがなくて、アウトドアということで、キャンプ場に来ていただいていた方も、自由にどこへでも行けるということになってきて、ちょっと、そういったお客さんが離れている傾向もあるのかなというふうに懸念しているところでございます。

ですから、私どもといたしましては、一見様を増やすだけではなしに、何回も来ていただいておりますリピーターのお客様を大事にして、地に足の着いた経営を、運営をしていく必要があるのではないかなというふうに、今現在、担当課のほうでは考えているところでございます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 僕、一般質問でも、よく収益施設ということで、この件についても、質問をさせていただいておるんですが、期待しているのも、なかなか、いろんな環境条件があって、しんどいということなんです。たまたま、数日前、ちょうど、この議会の最中でしたかね、神戸のほうの事業者さんから、現地コーディネートをお願いするということが、キャンプ場のほうへ御挨拶に行かせていただいたんですけれども、昨年、10月に開催されたサウナフェスティバルというの、地元案内する前に、京阪神のお客さんで満席になったということで、今度、5月も貸切で使いたいんだということで、飲食ブースのコーディネートをお願いされて、打ち合わせに行ってきたんですけども、それも、また、5月に、土日で400人ぐらいがすぐに埋まるだろうというお話でございました。

当然、先ほど、言われたように、リピーターを増やすのと同時に、やはり、その閑散期には、ほかの業者様と提携をして、いろんな使い方、また、PRというのができるのじゃないかなと思うんですけれども、そのへんの見込みは、どのようにお考えでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 神戸サウナとか、そういったサウナの愛好者の皆様が任意でつくられております、そういったグループの方が非常にキャンプ場のほうかわいがっていただいております、度々利用していただいているところでございます。

先ほど、千種議員がおっしゃいましたイベントにつきましては、今年度も、今度、5月13日、14日の土日。ゴールデンウイーク明けて、すぐの土日に予定をされておまして、今、その打合せを当課のほうとさせていただいているところでございます。

この時期は、ゴールデンウイークで皆さんが全国各地、いろんなところへ行かれて、毎年そうなんです、一気に売上げの落ちる土日になります。ですから、毎年この時期は、売上げがガクンと下がる土日なんですけれども、こういった形で、また、利用していただいて、今後の利用の促進にもつなげていきたいというふうにも考えてございます。

今年は、13日、14日で、また、数百名の方にお越しいただいて、開催するというので、現在、調整中でございます。

議長（小林裕和君） ほか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） すみません。3回目です。

この間も問題になりました安全管理も非常に気を遣っていただいて、ぜひ魅力的な施設運営をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 16ページ、25目、土木債、7,820万円から少なくなっております。それら、どういう格好の、道路新設なんかでも大分減ったようになっていますけれど、この中身について、説明願います。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） 主な理由としましては、年度の事業が、ほぼ精算できますので、それに合わせて、減額をしておるという内容でございます。

ちなみに、土木債の中の道路長寿命化事業債、これにつきましては、橋梁の長寿命化の工事の内容でございます。それぞれの起債に合わせて借入れを行っておると。

それから、道路新設改良事業債、これについては、道路の新設改良工事、路線名で言うと、林崎東徳久線とか大願寺線、そういったものの工事の精算見込が立ったというところでございます。

最後の急傾斜地につきましては、県の急傾斜地の工事に伴う町の負担金がございますので、その精算見込ができたというところで、金額の変更になっております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） この急傾斜地の部分につきましても、ほかに多分、するところが、大分、まだ、残っておるんじゃないか思うんですけど、こういうような格好で、今年度については、この3,650万円からの急傾斜地4,390万円ですね、これらが、まだ、こういうような格好で残っていますけれど、まだ、今年度やるところ、まだ、たくさん残ってお

るんじゃないかという気がしとんやけど、そこらへんは、どんなんでしょう。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） この実施する地区につきましては、光都土木のほうがやっておりますので、そちらのほうで、年度の計画をされています。

この減額といいますのが、令和4年度予算の策定期間、一昨年秋に県のほうに確認しまして、令和4年度の計画ということで確認した中で、事業の中身が変更になったり、予定どおり予算がつかないというところで変わっております。

ただ、継続事業などで、毎年、数年かかってやる事業もありますし、新規があったりしますので、そのへんは、県と協議をしながら、事業の実施をしておるといった状況でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） その下の35目の教育債、この8,280万円、これらについても、どのような格好で、過疎対策事業の5,250万円とか、社会体育施設整備事業の3,030万円、これらについて、どういうふうな格好でこうなったんでしょうか。説明願います。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） まず、私のほうから教育課の関係5,520万円の減額について、ご説明申し上げます。

ここで予定しておりましたのは、三日月小学校のスクールバスの購入事業と小中学校体育館のLED化の事業でございます。

この中で、大きなものが、小中学校体育館のLED化の事業の入札減によるものでございます。当初、工法として、高いところですから、足場を組んで、固定の足場で実施する予定でしたが、入札の結果、可動式の足場でも対応できるということになりまして、大きな減額となったものでございます。以上です。

〔南光支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） 安東南光支所長。

南光支所長（安東さゆり君） 教育費の社会体育施設整備事業債の件です。南光スポーツ公園の照明のLED化の工事に伴う工事請負費の減額によるものであります。見積入札による減額になりましたので、3,110万円の減額をさせていただきます。よろしく願います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 26 ページ、15 款の 10 項の 15 目、高齢者福祉費の 18 節、負担金補助及び交付金の 70 万 7,000 円、これ単位高年クラブ運営費なんですけれども、高年クラブ、どんどん数が減っているように感じます。私、知っているところでも、今年度末の総会で解散を決めて、来年度末をもって解散するということもあります。

どんどん減っている。これ老人は増えているのに、老人クラブの数は減っているという現状があると思うんです。何で減るかと言うと、やっぱり役員になり手が無いということで、役員になった方の負担がかなり重いようなんです。こういった運営面に関する補助、例えば、職員がその運営の補助をするとか、そういった方向、役員さんの負担を軽減させる策、何かありましたら、お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。

それでは、お答えします。

まず、役員軽減ということで、例えば、令和 3 年度からは、佐用町は県老連を脱退しております。神戸市とか、姫路市、県下で言うと佐用町、3 市町だけです。

結局、少しでも負担を減らすために、一番重たかったのが、そういう県老連の事務的なこと。それから、西播磨でも県老連に入っていたら、一応、会長とか回ってきますので、そういうのも軽減しておりますし、例えば、ほかで言いますと、敬老会なんかも謝辞をお願いしていたんですけれども、そういったこともこらえてほしいということで、今、しておりません。

ですから、実際は、今、連合と、それから、町全体の高年クラブがあるんですけれども、連合というのは、それぞれの地域で、旧町単位で持っておられて、そこで、いろんな活動をされるのが主な仕事となっております。

ですから、それほど、事務的なことが、大変だということは聞いておりません。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ごめんなさい。何ページだったかな。

14 ページの利子及び配当金で、財産収入のところですか。そこで、増額として補正額、381 万 5,000 円増額されました。利子が増えるということは、もともとの元金も増えているということになるかと思うんですけれども、この令和 4 年度の状況について、予算の時にも資料はいただいていたけれども、財政調整基金などをはじめとして、基金が増額さ

れているということについて、具体的な数字があれば、また、示していただきたいと思うんですけど、状況について伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

この基金の利子につきましては、当然、今、基金積んでおります、基金にかかる元金に関する利息ということで、その分をそのまま基金に積んでいるということでございますけれども、状況って言われますのは、どういう状況かというのが、ちょっと、よく分からないんですけども、利息的には、%、利率のほうが大変低いというような状況ですので、今後、どうなるかということにつきましては、ちょっと、分かりませんけれども、議員の言われます状況というのが、具体的には、どういうことなのか。

この基金の利息につきましては、預ける時に、まず、見積りを、相見積という形で見積りを取っておりますので、より高いところで預けるといふような形になっておりますので、増えておりますのは、その利率がアップしたということでございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 結果というのは、基金の残高が、現在、今回のこの補正予算は、言われるように、利率の関係で増加したという説明なんですけれども、基金全体での残高の状況について、どのような状況の傾向言うたらあれですけどなっていますかというのを、漠然とした質問になるかと思いますが、お聞きしたんです。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） はい、お答えいたします。

年度末残高と、その後、どう変化したかということでございますけれども、令和3年度末の残高、財政調整基金をはじめ、あるんですけども、全て合わせますと112億1,600万円が令和3年度末の残高でございます。

令和4年度におきまして、積立てと、取崩し、積立てをしますのが、1億3,700万円でございます。令和4年度取崩しの見込額としましては、2億8,000万円ということで、令和4年度末の残高の見込額でございますけれども、若干、減っております、110億7,200万円という状況でございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 13 ページ、農林水産業費県補助金の中で、産地パワーアップ事業の 800 万円。それから、強い農業・担い手づくり総合支援交付金 720 万円からの、これどうなんです、まだ、こんなん、してやらんとあかんのんじゃないか思うんやけど、何で、こういうふうに極端に減っておるん。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

こちらの事業、当初、予定はしておったんですけども、その事業者の方が取り下げられるというようなことで、この事業は全て皆減させていただいております。

ただ、ほかの事業で経済対策とか、いろいろございまして、そちらのほうに変わられて、取得されたというケースもありますので、その事業者さんのニーズにはお応えしておるようにはしておるところです。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 本人がやると言っておったんを、その者が取り下げたいうこと。この分については。

それと、25 目の 3,600 万円からの県営地積調査事業委託金の分、これはどんなん。こんなに極端に減ってきておるんやけど。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） お答えいたします。

結論としましては、当初、予定していたものの入札減であったり、予定地区が確定したということでの減になっておりまして、地区数が、例えば減ったとか、予定したところをしなかったと、そういうわけではございません。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 36 ページ、30 款の 10 項の 20 目の観光費の 16 節、公有財産購入費 3,528 万円の減額、これ平福の駐車場の分、また、今年度、改めて上がっていますけれども、今年度の当初予算で上がっていて、また、それを下げて、今度、また、上がると。今後の見通しですね、県の事業認可の関係だと思えるんですけども、いつ頃下りるのか、実際に上

がるのはいつ頃なのか、その見通し等分かれば、お伺いしたいと思います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 事業認可につきましては、今、県の担当課と私どもの担当のほうで、調整をしながら、申請書の準備を進めておる最中でございます。もうしばらくして、最終的な県との調整に基づく本申請をさせていただいて、最短で6月ぐらい、事業認可が6月ぐらいと、これも最短ですけれども、でということで、一旦、令和4年度の土地購入費は減額をさせていただきまして、新たに、令和5年度で計上させていただいておるところでございます。

また、県の事業認可が終わりましたら、税務署等の協議も残ってございますので、どうしても令和5年度には、用地の購入のみという形になってこようかと思っております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 15ページの諸収入、雑入の中の一番上にあります消防団員退職報償金受入金、減額760万5,000円についてお伺いしたいんですけど、退職される方が少なかったということだろうと思うんですけど、その状況について、お伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

これ、予算の段階では、どのぐらいの方が退団されるかということは、なかなか予測が難しいので、50名分というような形で予算のほうは要求させていただいておりました。

実際の退職者は35名という形で、金額が1,924万5,000円という形で確定をいたしましたので、このたび減額をさせていただいておるところです。

なお、これ5年区切りぐらいで、退職金の金額も違いますので、どのあたりの方が辞められるかによっても退職金の金額が変わってまいりますので、なかなか、ちょっと、予測が難しいので、少し余裕を見て予算のほうは置かせていただいております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 42ページ、一番下、25目、小学校施設整備費、これ2,800万円か

ら少なくなっております。

それと、その下の43ページも中学校の施設整備費が1,200万円から少なくなっていて、これら完全に整備が終わったということ。終わって、なおかつ、これだけ残ったということ。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えいたします。

これは、先ほど、ご説明申し上げました起債の関係に係るものです。LED化の工事の入札減によりまして、出のほうも減額になったということでございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 19ページの総務費、35、企画費の補正額530万9,000円の減額についてお伺いします。

その中で主なものとしては、大学生等通学定期券購入助成金が減額されています。令和4年度から新たに取組まれた新規事業だと思うんですけど、実態として、この減額について、内容の説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

昨年の予算特別委員会で、この予算のことについて、少しご説明をさせていただいたかと思うんですけども、初めての制度でございましたので、なかなか、予算額というのは、見積りが難しゅうございました。

で、その時、参考にさせていただいたのが、智頭急行さんに該当の学生さん等がどれぐらいいらっしゃるかということを知ったら、10名程度ということでした。JRさんは、残念ながら教えていただけなかったということで、相対的にJRさんのほうが利用者多いであろうということで、ほぼ100名分の予算ということで、上限が8,000円でございますので、8,000円の12カ月の100名分というような形で1,000万円置かせていただいたところでございます。

実績が、やはり、そこまで多くなかったということで、まだ、2月の中旬頃の実績でございますけれども、54名の方がご利用をいただいております。

あと、減額の理由としましては、本年度の分が、当然、まだ、3月まであるわけですが、3月までの分は、4月に入ってから以降、半年間請求期間設けておりますので、すぐには請求が出てこないというようなこともございまして、実績の見込みで減額をさせていただきます。

利用の状況ですけれども、やはり主な通学先は、姫路のほうの大学、それから、専門学

校が多くございます。

あとは、美作市のスポーツ医療看護専門学校と、あと遠くでは、岡山、それから、神戸、こういったところの大学、専門学校に通っていただいて、ご利用いただいている方もいらっしゃるという状況でございます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。ページめくるのが遅くなって、45 ページの教育費、保健体育費の中の 35 目、給食センター運営費の補正額、マイナス 277 万 6,000 円について、伺いたいですけれど、その中で、18 節、負担金補助及び交付金、減額 184 万 5,000 円。地産地消・質的向上給食推進費ということなんですけれど、これは、要因、コロナの関係で給食が減ったのか、そこらへんもあるかもしれないんですけれど、ちょっと、その実情というか、お聞かせください。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えいたします。

予算編成時におきましては、全ての小中学生が、その佐用町内の学校に入学であったりとか、そのまま継続して通うという想定で予算のほうは組ませていただいております。

しかし、実際には、途中で、特別支援学校へ編入したりとか、入学時に区域外就学をしたり、特別支援学校へ行ったりということで、何人かは人数が減ってまいります。

それから、今、議員さんおっしゃったように、コロナによる閉鎖、学級閉鎖等もございましたので、そういった関係で、相対的に人数が減ったということでございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 18 ページ、一番下ですね、17 節の備品購入費で 232 万 9,000 円。これどなん。上げておって買わなんだんかな。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

これにつきましては、内訳ですけれども、議会のタブレットの購入費、これが入札により

まして、減額となりまして、232万9,000円減額しております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑がありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第19号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第19号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第20号 令和4年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第2、議案第20号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第20号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第20号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第21号 令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第3、議案第21号、令和4年度佐用町後期高齢者医療

特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第21号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第21号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第22号 令和4年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第4、議案第22号、令和4年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 9ページ、介護サービスの分と居宅介護の分が金額的に大きく減額になっておりますけれど、これコロナの関係もあってか、そこらへんの状況について、説明してみてください。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） それでは、お答えします。

議員言われましたように、コロナの影響が一番大きいわけでございます。

特に、通所介護とか、ホームヘルプサービスですね、このへんが、かなり減額となっております。

実際、ここ2,700万円減額しておりますけども、また、専決でも余分目に見ておりますので、専決でも、また、1,000万円、2,000万円の減額になる見込みとなっております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 15 ページ、委託料ですね、2 番目、介護予防普通啓発事業費の頭と体の健康教室委託料、これ、どこへ委託して、どういうふうな方が、こういうようなん教えておるんでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） まず、教室の開催方式なんですけれども、例えば、頭と体の健康教室のほうですので、こちらのほうも、減額の理由といたしましては、まず、新規の分と継続の分がありまして、継続の事業の場合、今までは、公文の教材を使っていたんですけども、継続の場合は、既存の教材を使うというふうに変更させていただきました。その関係で、委託料のほうが減となっております。

あと、この頭と体の健康教室ですけれども、補助員という方が、こういう手助け、来ていただいているんですけれども、それが通常は2人に1人なんですけれども、継続の方は5人に1人というような変更をしております。以上で、そういう理由で35万円の減となっております。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 17 ページ、扶助費、任意事業費の中で、認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成金の扶助費が上がっておるんですけれど、これ、どこへ、どこの施設であって、それ、何人ぐらい、こういう認知症のんで、かかって、こういう助成が出ておるんでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 認知症の総合支援事業費ですか、

〔岡本義君「17 ページのね」と呼ぶ〕

高年介護課長（古市宏和君） 共同生活介護事業所家賃助成金ですね。

11 番（岡本義次君） 扶助費、19 節のね 300 万円からの分で、そして、認知症対応型生活

介護事業所家賃助成金ということで上がっておりますけれど、どこの事業所で、何人ぐらいが、こういう対応をされておるんかということ。

高年介護課長（古市宏和君） これグループホームへの家賃補助でございまして、当初予算では、上限額が2万円ですので、こちらのほう17人おられますので、その12カ月分432万円、当初で置いております。

ただ、実績になりますと、実績で2人、ちょっと、令和4年度が延べ人数になるんですけども120人、月で割っていただくと10人程度となります。

それと、上限額が2万円ですけども、所得によって変わりますので、1人平均7,300円ぐらいになります。

それで、実際は、127万円の見込です。それによって305万円の減となっております。

これはグループホームのサンホームみかづきになります。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 三日月のサンホームということでございますけれど、ほかのところは、こういう認知症の分についてはしていないんですか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 佐用町におきましては、このサンホームみかづき1つだけです。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第22号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 23 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 5、議案第 23 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 23 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 24 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 6、議案第 24 号、令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 24 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 25 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 7、議案第 25 号、令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 25 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 26 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8、議案第 26 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 3 ページ、10 款の 10 項の 10 目、教育使用料の 10 節、野外活動センター使用料が 200 万円から少なくなっております。ロッジの使用料ということで、話を聞きますと、やっぱり夏休みなんか集中して、ほかのところは少なくなっておるということでございますけれど、これらも、やはり 5 月の連休とか、いわゆる春休みとか、ほかのところに呼びかけ、各西播で学校に呼びかけたりして、夏休みに集中しないような格好で、そういう活動はしていないんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えいたします。

この200万円の減額につきましては、やはり一番大きいのはコロナなんです。コロナによりまして、やっぱりグループ用ロッジですので、集団で、例えば、学生の研修とか、サークル活動であつたりとかいったものが、団体客がボンと減ってしまうと、大きな減額になります。

ですので、従来でしたら、そういうことはないんですけども、このコロナによる影響というのは大きゅうございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） コロナがある程度下火になってきよるで、コロナがある程度落ち着いてきたら、各西播磨の各学校に夏休みだけじゃなくてね、ほかの時も、いわゆる1泊2日とか、そういうなんでも参加してくれという活動は、続けてやってください。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第26号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第26号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第27号 令和4年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第3号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第9、議案第27号、令和4年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 3 ページ、使用料の中で、食事が 800 万円から少なくなっております。これらについても、やはり私の知っておるものが、今度、そこで同窓会するというから、できたら、笹ヶ丘でやってあげてと言うたら、笹ヶ丘で取っておるということで、ですから、今度、役場のほうでも、各年度同窓会とか、このたびの異動がありますやん。歓迎会、いわゆる送別会、笹ヶ丘でするように、ちゃんとなっておるんでしょうか。そこらへん、どんなんですか。

議長（小林裕和君） 岡本議員、質問は、この補正予算だけにしてください。今の質問は、これからの方法論、活用の方法論についてのご質問ですから。

11 番（岡本義次君） いや、ですからね、800 万円から食事が減っておるから、そういうな、歓迎会、送別会、そういうようなのも笹ヶ丘でやったら、そういうの減っていくん違うんかいな。そこを言うておるんやで。

議長（小林裕和君） これ、令和 4 年度の関係で答えれますか。今の質問。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 役場の全職員がどうするかということは、ちょっと、私の立場ではお答えすることできませんけれども、しょっちゅう、これは町長も副町長も普段から申しております、できる限り、そういった会には町内の笹ヶ丘ということではなしに、町内の、そういうお店を、ぜひ使ってくれという話のほうは、日頃から職員のほうには、ずっと流しておりますので、当然、この間も先日も、私どもも、歓送迎会という形で、笹ヶ丘のほうでさせていただいたんですけれども、日頃から、できるだけ町内で頑張っているお店を使ってくださいということで、職員のほうには、話のほうは言うておるということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） そういう黒字までは無理としてもな、ちょっとでも、そうやって、みんなが努力してな、使って、やっていかんとあかんということを、言うておるんや。
例えば、昔な、上月の折は、風呂入るんな、風呂、10 人でも 100 人でも同じやん。ずっとたいておるやろ。ほな少しでも半額にして食事でも土産でも買ってもらうとかな、そういうふうに工夫していかんとあかんということを言うておるんや。

議長（小林裕和君） 岡本議員、ちょっと、今の流れの発言には注意してくださいね。今、答弁できます。いいですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 当然、工夫はさせていただきますし、ただ、値段を下げるとか、特別に割引をしてお客さんに来てもらうというような考えは持っておりませんで、それは、当然、周りにも同じようなお客様をお迎えする施設を運営されている民間の方もいらっしゃいますので、当然、価格としては正当な価格でお迎えをさせていただくわけですが、先ほども、申しあげましたとおり、当然、職員には、できる限り、町内で頑張っておられるお店を使ってくれという話は日頃からしているわけですし、あとは笹ヶ丘が、その中で選んでいただけるように、例えば、料理に工夫を凝らすとか、そういった努力は、これからは続けていく必要があるかなと。

ただし、この食事料というのは、前にも一度説明させていただいたんですけれども、完全に、これ宴会料でございますので、もうコロナが落ち着いた感じが、今、一見見えておるんですけれども、もう宴会のお客さんは、もうほとんど戻ってこないというような厳しい状況が続いております。

ですから、それに向けては、当然、従業員とも話をしておりますけれども、何がしかの策を、これから検討して、取り組んでいく必要が、当然あるというふうには考えております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 27 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 28 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 10、議案第 28 号、令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 28 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 29 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 5 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 11、議案第 29 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 29 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 29 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 11 号 佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての訂正について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 12 に入ります。
議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての訂正についてを議題とします。
訂正理由の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、議題としていただきました、令和 5 年 3 月 2 日

に提出の議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、訂正をさせていただきます、その理由のご説明を申し上げます。

訂正内容でございますが、本条例（案）の定義に関する規定でございます。第 2 条第 2 項に「町の機関等」の定義づけをしておりますが、訂正前の内容では、「町の機関及び町の区域内に存する財産区（財産区議会又は財産区総会が置かれている場合にあっては、当該財産区議会又は財産区総会を除く）」といたしておりました。

しかしながら、町といたしましては、財産区議会又は財産区総会の設置状況に関わらず、町の区域内に存する全ての財産区を町の機関として位置づけ、財産区での個別の個人情報町条例は規定せず今回提案させていただいております「佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例」規律の中、同一基準での運用を行っていくべきと考えておりますので、訂正をさせていただきますと存じます。

なお、このたびの訂正議案の追加により、本議案についてご審議をいただいた総務常任委員会委員の皆様はもとより、議会日程等に変更が生じ、各議員の皆様にご迷惑をおかけしましたことに対しまして、この場をお借りし、お詫び申し上げる次第でございます。申し訳ございませんでした。

以上、議案第 11 号の訂正につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより、ただ今議題となっております議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての訂正の承認の可否についてを、採決します。

この採決は、挙手によって行います。

訂正を許可することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、訂正を許可することに決定しました。

日程第 13. 発議第 5 号 ロシアによるウクライナ侵略の早期終結に向けた措置を求める決議（案）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 13 に入ります。

日程第 13 から日程第 15 は、本日、追加提出の案件であります、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を

省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

まず、日程第 13、発議第 5 号、ロシアによるウクライナ侵略の早期終結に向けた措置を求める決議（案）を議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員長、加古原瑞樹議員。

〔議会運営委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

議会運営委員長（加古原瑞樹君） それでは、ただ今、上程いただきました発議第 5 号、ロシアによるウクライナ侵略の早期終結に向けた措置を求める決議（案）につきまして、決議案の朗読をもって、説明とさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略は、1 年となる現在も戦火の拡大により、子どもや女性を含む大勢の市民が犠牲となっている。

また、ロシアは核兵器の使用を辞さない構えを示すなど、核戦争のリスクは冷戦後の世界で最も高まっている。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略の影響で食糧の供給不足やエネルギー価格の高騰、金融市場の混乱が引き起こされ、多くの国々に深刻な打撃を及ぼしている。

佐用町議会は、国際間の法秩序と対話による世界平和の実現を希求する。政府においては、G7 広島サミットの議長国、また、国連安保理の非常任理事国として、戦争の 1 日も早い終結のため、ロシアに対してウクライナへの武力行使を直ちに停止し、即時撤退することを求めるなど、平和の回復に向けた主導的な役割を果たすとともに、ウクライナへのさらなる人道支援や復旧・復興のための支援に全力を尽くすことを強く要請する。

以上、賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） 提出者の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第 5 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 5 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第42号 協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター他2施設の建設工事委託に関する協定）

日程第15. 議案第43号 協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第14に入りますが、日程第14と日程第15については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第42号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター他2施設の建設工事委託に関する協定と、日程第15、議案第43号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第42号から議案第43号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第42号でございますが、本協定は、令和3年6月議会で協定締結の承認をいただきました、佐用浄化センターほか2施設の長寿命化計画に基づく、水処理に係る機械設備、電気設備の改築及び、前処理施設建設工事で、令和3年度から令和5年度末までの3カ年で実施しております。最終年度を迎えるに当たり、日本下水道事業団に委託している事業の4年度の決算見込みによって、協定額を変更するものでございます。

消費税込みの協定金額12億7,200万円を4,900万円減額し、12億2,300万円に変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第43号でございますが、本協定は、令和4年9月議会で協定締結のご承認をいただきました、南光浄化センターの長寿命化計画に基づく、水処理に係る機械設備、電気設備の改築工事でございます。日本下水道事業団による入札に伴う工事費の減額により、協定額を変更しようとするものでございます。

消費税込みの協定金額9億4,768万6,000円を1億1,000万円減額し、8億3,768万6,000円に変更しようとするものでございます。

いずれの協定も工事の請負契約に準ずるものであるため、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第42号から第43号につきまして、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題としています議案第 42 号と議案第 43 号については、本日即決とします。
順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 14、議案第 42 号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センターほか 2 施設の建設工事委託に関する協定に対する質疑を行います。
質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回、42 号、4,900 万円の減額という説明ですが、その決算見込みによる減額だという説明だったんですけど、もう少し、その内容的に 4,900 万円の減額の内容が教えていただければと思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 内容については、若干、後、担当課長のほうから説明させますけども、契約のこの中身、やり方について、日本下水道公団に委託を、工事をする。それも複数年度を一括して、最初に、まず、委託をしております。

そして、事業団についても、年度、1 年、1 年です、3 年間これ、例えば、佐用浄化センターではあります。その 1 年間で、一応、決算をして、変更をしていくという形ですけども、最終年度まだ、令和 5 年度があります。だから、当然、今回のこれで全て変更が終わっている、変更と言いますか、決算しているわけじゃなくって、これからも、来年度の工事においても、最終的に工事が完了して、精算をしていくという、そういう契約内容になっておりますので、ここで細かく、どれをどう先行してというところまで話をしても、それがまた変わる可能性がありますので、そこをさせていただいた上で、また、課長のほうから説明することがあれば、説明させます。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 42 号の佐用浄化センターの建設工事事業なんですけれども、こちらのほうにつきましては、前処理施設、し尿、浄化槽汚泥を受け入れる施設の建設と、あと水処理施設、汚泥設備の更新事業、2 つの事業を行っております。

こちらの前処理施設、こちらのほうが 2,700 万円減額というような予定でございまして、2,700 万円減額しております。

それから、更新事業につきましては、2,200 万円減額と言うことで予定しております。

合わせて、4,900 万円の減額というふうに、一応の精算はさせてもらって、また、令和 5 年度におきましては、そういった変更等がございましたら、また、議案として上げさせていただきたいなと思っております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 42 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 43 号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、42 号で、町長が説明されましたように、43 号につきましても、まだ、ここで終わりじゃないということなんでしょうけれど、金額が、あまりにも、ちょっと大きく減ってございます。ですから、そこらへんが、中身的に、向こうの仕事の中身でできなかったのかどうかも含めて、そこらへん、どんなんですか。振り回されてもうような格好になっとう思うけど。

[上下水道課長 挙手]

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） こちらの事業につきましては、本年度下水道事業団のほうで、入札等をしていただきました。

予定しておりました工事費につきましては、ウクライナの情勢とかありまして、資材単価がかなり高くなっております。電気設備については、半導体不足ということで、かなり大きな金額の予定をしておりました。そのへんのあたりの入札減が、かなりあったということで、そのへんで、かなり大きな減額というふうな形になりました。

また、来年度、まだ、工事は本格的に進む中で、変更等はあるかと思いますが、現在の状況を減額という形でさせていただきました。以上です。

[岡本義君 挙手]

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 何か、世間で、新聞、テレビによると、半導体が足らんとか、へち

まとかって、いっぱい言うとする中で、そして、こういうふうな格好でだったら、どんなかなと思ったり。今、課長の説明の中で、半導体の分もあってとか、まだ、来年度に向かってというような説明もあったけどな、あまりにも、ちょっと、佐用町のんが、向こうの言いなりいうんか、そういう向こうの仕事の中身的に、ずっと、先行的にやってやな、佐用町が振り回されておるといような、ちょっと、懸念もするんやけど、そこらへんは、どんなんや。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 日本下水道事業団、これ専門的、日本の公的な機関であります。

課長が、今、申しましたように、今回、南光浄化センター、事業団の積算としては、そうした資材の高騰とか、そういうものを、ある程度見込みながら、設計をしているということ。

やっぱり、事業団としては、予算が足らなくなるというのは、なかなか、町との提携で、そうした委託提携ですから、やはり逆に予算がなくなると、発注者側の町としては、今度、また、予算措置をしなきゃいけないと。だから、どうしても、前の JR さんとも同じような傾向があるわけです。

ですから、入札をした時に、これは入札なので、事業団が入札を行いますけれども、その時によって、かなり、そうした事業者側の実際の状況によって、金額、かなり安く落札がされたと。事業団が思っているよりか安く落札ができたということですからね、何も佐用町が振り回されているわけではございません。

最終的には、これは、きちっと、工事は、最終的な精算というのは、事業団が、そうした契約に基づいて、また、工事の出来高と最終的な契約に基づいて町との、また、委託契約、最終的な額を決めて精算をするわけですから、そういう形で、今、こういう事業が進めておりますから、その点は、十分、ご承知おきいただきたいと思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 43 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月21日から26日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、3月27日、月曜日、午前9時30分より再開しますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前10時42分 散会
